

(参考) 北海道・東北各県における障がい者計画の計画期間

道県名	名称	計画期間
北海道	北海道障がい者基本計画	H25～34年度(10年間)
青森県	青森県障害者計画	H25～34年度(10年間)
宮城県	みやぎ障害者プラン	H23～29年度(7年間)
秋田県	秋田県障害者計画	H25～34年度(10年間)
山形県	山形県障害者計画	H26～30年度(5年間)
福島県	福島県障害者計画	H27～32年度(6年間)

3 障がい者プランの上位計画等の基本的な考え方

①第4次障害者基本計画(平成30年3月策定(予定))⇒平成30～34年度までの5カ年計画

※現在障害者政策推進委員会(内閣府)にて審議中

- ・ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会において、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会の実現を目指す。
- ・ 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会の実現を目指す。
- ・ 障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会の実現を目指す。

②いわて県民計画(H21年12月策定)⇒平成21～30年度までの10か年計画

- ・ こどもから高齢者まで、また、病気や障がい等の有無に関わらず、それぞれの力を生かし、ともに助け合いながら、生き生きと暮らすことができる『共に生きるいわて』の実現

③岩手県地域福祉計画(H26年3月策定)⇒平成21～30年度までの10か年計画

- ・ 県民誰もが、住み慣れた地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方(ソーシャルインクルージョン)に基づいた地域社会を実現する。

4 障がい者計画中間見直し(平成26年2月)以降の障がい者福祉をめぐる主な動向

- ・ 平成27年度 【国】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の法施行(平成25年4月)の3年後を目途とした見直し検討
- ・ 平成28年4月 【国】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
- ・ 平成28年4月 【国】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(一部施行)
- ・ 平成28年5月 【国】 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
- ・ 平成28年6月 【国】 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律公布(平成30年4月施行)
- ・ 平成28年7月 【県】 手話を広める知事の会加入
- ・ 平成28年8月 【県】 改正発達障害者支援法施行
- ・ 平成28年10月 【県】 全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」開催
- ・ 平成29年10月 【県】 県立療育センター移転改築工事竣工(平成30年1月業務開始予定)
- ・ 平成30年3月 【県】 岩手県アルコール健康障害対策推進計画策定

5 現行の障がい者計画の体系及び今後の見直しの視点

施策の基本的方向	施策の具体的推進方向	見直しに当たっての視点
I 障がい者の権利を守り、谷間のない適切な支援を提供する	1 障がい者の権利擁護	・ 障害者差別解消法に係る取組（「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮」の追加）
	2 相談支援体制の充実・強化	
	3 多様な障がいへの対応	・ 強度行動障害 ・ 在宅超重症児（者） ・ アルコール健康障害 ほか
	4 障がい者を支える人材の育成	
II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	1 障がいの早期発見	
	2 療育支援体制の充実	・ 療育センター移転新築
	3 教育の充実	・ 生涯を通じた多様な学習活動の充実 ・ インクルーシブ教育システム
	4 医療体制の充実	
	5 地域リハビリテーション体制の充実	
	6 障がい者の高齢化への対応	
III 障がい者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加を促進する	1 多様な就労の場の確保	・ 農福連携
	2 社会参加活動の推進	・ 障害者文化芸術活動、障がい者スポーツの取組
	3 障がい者に対する県民理解の促進	
	4 情報提供の充実	・ アクセシビリティ向上への配慮 ・ 手話の普及
IV 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1 障がい福祉サービスの充実	・ 改正障害者総合支援法等に伴う新たなサービスの追加。 ・ 障がい児への支援策
	2 地域移行の推進	・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	3 多様な主体による生活支援の促進	
	4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	
	5 防災・防犯対策の充実	・ 東日本大震災津波、台風第 10 号を踏まえた防災対策 ・ 相模原事件を受けての防犯対策

注) 見直しに当たっての視点は、平成 25 年度の間見直し以降の各種施策の動き、国の第 4 次障害者基本計画骨子（案）及び第 5 期障害福祉計画に係る国の基本指針を参照し、例示したものを。

6 第4期障がい福祉計画と第5期障がい福祉計画の構成について（対照表）

基本指針の別表3に掲げる事項に即して計画を策定する。

第4期計画に係る基本指針	第5期計画に係る基本指針
別表第三【都道府県障がい福祉計画】	別表第三【都道府県障がい福祉計画】
事 項	事 項
一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等	一 都道府県障害福祉計画等の基本的理念等
二 区域の設定	二 区域の設定
三 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	三 提供体制の確保に係る目標 (一)障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 (二)障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
四 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一)各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (二)各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策	五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策
六 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
八 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置
九 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	九 関係機関との連携に関する事項 (一)区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二)区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
十 都道府県障害福祉計画の期間	十 都道府県障害福祉計画等の期間
十一 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価

(注)「指定障害福祉サービス等」は「指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」をいう。

「指定通所支援等」は「指定通所支援又は指定障害児相談支援」をいう。

「指定障害児入所施設等」は、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。